

環境教育マスコットキャラクター「エコ助」使用承認要領

(目 的)

第1条 この要領は、環境教育マスコットキャラクターのデザイン及び名称（以下、「デザイン等」という。）の使用を承認するに当たって必要な事項を定める。

(使用承認対象)

第2条 デザイン等は、環境教育を県民に広く浸透させるため、使用できるものとする。ただし、次の各号に掲げる目的のためには使用を認めない。

- 1 営利を目的とするもの
- 2 政治活動、宗教活動等に関するもの
- 3 公序良俗に反する恐れのあるもの
- 4 法令、規則等に違反するもの

(使用承認手続)

第3条 前条の規定によりデザイン等を使用しようとする者は、「エコ助」デザイン等使用承認申請書（第1号様式）を大分県生活環境部環境政策課長（以下、「課長」という。）に申請するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、前条各号に反しない場合は申請を要しない。

- 1 大分県内の地方公共団体が使用するとき
 - 2 大分県内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げる学校が教育の目的で使用するとき
 - 3 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき
 - 4 その他課長が適当と認めるとき
- 2 課長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、デザイン等の使用を承認することが適当であると認めた場合には、「エコ助」デザイン等使用承認書（第2号様式）を交付するものとする。

(使用料)

第4条 デザイン等の使用料は無償とする。

(使用承認取消)

第5条 課長は、申請内容に虚偽があったとき、又は使用を承認したデザイン等が不正に使用されたときには、「エコ助」デザイン等使用承認取消書（第3号様式）により前条の使用承認を取り消し、通知するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、デザイン等の使用について必要な事項は、課長が別途定める。

附則 （施行期日） 平成28年7月15日から適用する。
令和7年8月19日から適用する。